

公 告

第 3 5 4 号

S Gホールディングスグループ健康保険組合規約について、下記のとおり変更しましたので公告します。

令和6年7月5日

S Gホールディングスグループ健康保険組合

理事長 阿 部



記

『出産手当金付加金』の新設による組合規約の変更

第62条「個人情報保護の徹底」⇒ 第62条「出産手当金付加金（新設）」へ変更



以降、1条ずつ繰り下げ

第63条「施設の利用等」⇒ 第63条「個人情報保護の徹底」へ変更

第64条「高額医療費貸付」⇒ 第64条「施設の利用等」へ変更

第64条「高額医療費貸付」⇒ 第65条「高額医療費貸付」へ変更

この規約は、令和6年4月1日から施行する